

瀬戸市議会議員定数条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第
112条及び瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会規則第1号）第
12条の規定により提出します。

令和8年6月15日

瀬戸市議会議長 高島 淳 殿

提出者 瀬戸市議会議員

朝井 賢次

賛成者

〃

戸田 由久

〃

三宅 聡

〃

黒川 知世

〃

堀田 季央

〃

松原 大介

瀬戸市議会議員定数条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会議員定数条例（平成１４年瀬戸市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議員の定数) 第２条 瀬戸市議会の議員の定数は、 <u>２４人</u> とする。	(議員の定数) 第２条 瀬戸市議会の議員の定数は、 <u>２６人</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市議会の議員の定数を改定するに当たり、瀬戸市議会議員定数条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。